

6 年金積立金の運用

1 有限均衡方式と積立金保有水準

公的年金の財政運営は基本的に賦課方式（世代と世代の支え合い）の考え方に基づいて行われていますが、積立金を保有してその運用収益を活用すること等により、将来の保険料負担の急増等を緩和することが可能となります。

平成 16(2004)年年金制度改正においては、年金財政の運営方式について、いわゆる「有限均衡方式」によることとされ、年金制度の給付と負担の均衡を図るべき期間として、既に生まれている世代が概ね年金受給を終えるまでの期間（つまり 100 年程度）の期間を設定することとされました。

その結果、積立金保有水準の目標は、給付と負担の均衡を図るべき期間の最終時点において支払準備金程度の保有となるようにすれば良いこととなります。

2 運用の仕組み等

(1) 運用の仕組み

平成 16(2004)年年金制度改正においては、積立金運用に係る専門性を徹底し、責任の明確化を図る観点から、従来より積立金の管理・運用を行ってきた特殊法人(年金資金運用基金)を廃止し、新たに年金積立金管理運用独立行政法人を設立した上で、同法人自ら債券、株式等の資産構成割合（ポートフォリオ）を定めることとされました。

現在、年金積立金の運用は、厚生労働大臣が自主運用する仕組みとなっており、厚生労働大臣は年金積立金管理運用独立行政法人に寄託することにより運用しています。

(2) 運用の目標

① 実質的な運用収益の確保

積立金の運用は、年金財政上の諸前提における実質的な運用利回りを確保するよう、長期的に維持すべきポートフォリオ

<図 7-1> 積立金の見通しのイメージ（厚生年金）

